

錦江町農業委員会10月総会議事録

- 開催日時 平成29年10月25日(水) 午後1時00分から
- 開催場所 錦江町役場 庁議室
- 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員7人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 栄

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己

- 欠席委員

農地利用最適化推進委員

水流 佳文

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第26号 農地法第4条許可申請について

議案第26号 農地法第5条許可申請について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成29年10月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は水流推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番 安水純一委員と9番 元丸委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第26号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第24号について説明いたします。</p> <p>受付番号2号については堆肥舎及び資材置き場建設のための申請となっています。</p> <p>申請者はS・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字辻ノ下4932番1、地目は畑、地積は1,187㎡となっています。</p> <p>4頁から8頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、5番 徳永委員お願いします。
5 番 徳永委員	はい。この物件は、7月の定例総会で農振用途区分変更の申請書が出ていた分の物件です。その時も審議して頂きましたけれども、現地の方は周囲が山林あるいは畑地でありまして、堆肥舎を作ることによる弊害というのは何ら考えられない。見当たらないという場所です。何ら問題は無いというふうに思います。
議 長	ありがとうございました。 ただいま調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
1 番 宿利原委員	造園の当り
5 番 徳永委員	造園の手前です。南北は植林。東側は杉山という場所です。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから議案第26号を採決します。 お諮りします。 議案第26号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして議案第26号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	議案第27号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第27号について説明いたします。</p> <p>受付番号7号は水産加工施設建設のための申請となっています。</p> <p>申請者は、(株)SさんとS・Kさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は神川字宮前622番、地目は田、地積は736㎡となっています。</p> <p>11頁から14頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますのでお目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌雄治委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、12番内菌委員をお願いします。
12番 内菌(雄) 委 員	<p>はい。12頁を見て下さい。</p> <p>今回の申請は、ふる里館の水産加工施設が手狭になったことと、浄化槽が処理量に比べて小さいと保健所から指摘を受けまして新しく建設するものです。申請地は旧JAスタンドがあった場所から町道を挟んだ反対側になります。農振農用地の除外申請は6月の定例総会において審査がなされ、9月に除外の手続きは済んでいます。</p> <p>申請地は1種農地に当たりますが、1種農地の不許可の例外にあたる集落接続施設に該当すると判断され、転用について問題は無いと思います。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第27号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

	議案第27号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして議案第27号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第28号について説明いたします。 受付番号3号の譲渡し人はK・Mさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字琵琶ノ崎5286番1、地目は畑、地積は3,755㎡と、神川字琵琶ノ崎5295番1、地目は畑、地積は3,572㎡で、2筆の合計は7,327㎡なっています。 譲受人はK・Hさん、K自治会在住の方です。 K・Hさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、自作地20,657㎡、小作地20,626㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、トラクター6台、トラック3台、軽トラック1台、ショベル1台、ボブキャット2台となっています。 この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、5番 徳永委員お願いします。
5番 徳永委員	このあっせん物件は、6月の定例総会であっせん申出のあった物件です。その際、譲渡人名義が未だMさんになっておりませんでしたので、名義変更をするという前提であっせんをしてよろしいと認可された物件です。名義がMさんに変わりましたので、あっせんの交渉に入ったんですが、この土地の隣接地をK・Hさんが耕作されていますのでHさんの方に話をいたしまして、交渉の結果、K・Hさんが購入するという形になりました。K・Hさんをご存じのとおり、育成牛を手広くやっておられまして、その飼料とか、WCSを含めていろいろ栽培されてま

	<p>すが、管理もしっかりされておりますので、何らHさんに買うことについての問題は無いと思っております。因みに売買価格は全部で〇〇〇万円です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
1番 宿利原委員	<p>琵琶ノ崎というのはどの辺け。</p>
5番 徳永委員	<p>この場所はですね。神川中原線の道路沿いです。神川と神川中原の境目付近に鹿児島農場がありますけれども、神川中原の一番最初の農場の建物の真前です。あの辺りが琵琶ノ崎というんです。で、場所的に反当〇〇万という単価ですが、神川から上がって合流した桜原線のあの付近が大体〇〇万円なので、それを参考に色々と話し合いして、それで行こうということです。中原の単価からすると少し高いんですが、それで良からうということで話が付いたところです。</p>
1番 宿利原委員	<p>7反で〇〇〇万円というのは、わっぜえ安いと思って。何処だろうと思って。</p>
2番 鈴委員	<p>これは全部で〇〇〇万円ですか。</p>
5番 徳永委員	<p>そうです。反当〇〇万円です。</p>
1番 宿利原委員	<p>前にも、その近くを売りに出たのもあったんだけども買い手がいなくて。〇〇万円なら買うということもあって、〇〇万円じゃどうだろうかといったこともありました。</p>
5番 徳永委員	<p>桜原線のところは4年かかったんですよ売買に。最初〇〇万円ということで、最終的に〇〇万円になって、それが参考になっているんです。</p>
1番 宿利原委員	<p>これが出ればこの一帯はその金額で進める事ができらんなあ。</p>

2 番 鈴 委員	場所的にはこれは1筆。畔もなくて。
5 番 徳永委員	1筆が2つなんですが、5286-1と5295-1の間を農道が通っています。それを挟んで3反7畝、3反5畝で、その隣に約6反かな1筆の。Kさんの持っている土地が。続けてという場所です。場所的には購入者のHさんから見れば良い場所です。日当たりも良いと。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第28号を採決します。 お諮りします。 議案第28号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第28号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 会議資料のとおり、今回は48筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を6回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第29号のうち、受付番号209号から219号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第29号のうち、受付番号209号から219号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号209号から212号までの貸し人はM・Hさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は209号が馬場字染川4379番3、地目は田、地積は1,271㎡、210号が馬場字染川4380番2、地目は田、地積は200㎡、211号が馬場字染川4382番2、地目は田、地積は99㎡、212号が馬場字染川4383番1、地目は田、地積は258㎡で、4筆の合計は1,828㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>次の受付番号213号の貸し人はS・Hさん、D自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字菖蒲ヶ迫4285番1、地目は畑、地積は11,356㎡のうち6,356㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>受付番号209号から213号の借り人は、S・Hさん、笹原自治会在住の方です。</p> <p>S・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地13,410㎡、小作地86,212㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン、芋掘り取り機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号214号の貸し人はH・Fさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字柳ヶ迫3140番1、地目は畑、地積は2,020㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成35年12月14日までで、小作料金は10a当り15,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、雇用が15人で100日、自作地50,788㎡、小作地143,976㎡で、甘藷、茶を主体とし</p>

た経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、トラック3台、芋掘り機、管理機各2台となっています。

受付番号209号から214号までの担当調査員は、2番 鈴委員です。

次の受付番号215号の貸し人はA・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中村ノ下3091番1、地目は田、地積は2,834㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。

次の受付番号216号の貸し人はN・Mさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中村上原5594番3、地目は畑、地積は292㎡となっています。

貸付期間は、平成29年12月15日から平成39年12月14日までで、小作料金は2,400円となっています。

215号、216号の借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5,173㎡、小作地87,847㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア、ロールベイラー、ラップマシン、コンバイン、トラック、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号217号、218号の貸し人はM・Mさん、N自治会在住の方です。

申請地は、217号が田代麓字中村上原5594番1、地目は畑、地積は3,938㎡、218号が田代麓字中村上原5594番2、地目は畑、地積は1,277㎡で、2筆の合計は5,215㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り8,000円となっています。

一方、借り人はS・Kさん、K自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者2名、自作地29,815㎡、小作地109,720㎡、雇用が3人で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、トラック3台、甘藷ハーベスター2台、ツル切り機、巻取り機各1台となっています。

	<p>次の受付番号219号の貸し人はM・Mさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字宮前3015番1、地目は田、地積は1,780㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はM・Sさん、N自治会在住の方です。</p> <p>M・Sさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地21,988㎡、小作地54,244㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ショベル2台、トラック、ロールバイラー、テグダー、ラッピングマシン各1台となっています。</p> <p>受付番号215号から219号までの担当調査員は、3番 鍋委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号209号から214号までについて、2番 鈴委員お願いします。</p>
2番 鈴委員	<p>はい。209号から213号までのS・Hさんですが、認定農家でもございますし、本町の定める全ての要件を満たしておりますので、何ら問題は無いと思われれます。</p> <p>それから219号はS・Kさんですが、この人はお茶と甘藷を中心に大規模に農業経営をされている認定農業者でございます。継続の案件でございますので、この人も本町の定める要件は全て満たしておりますので、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号215号から219号までについてを、3番 鍋委員お願いいたします。</p>
3番 鍋委員	<p>それでは説明いたします。今回の貸し手の方々は、いずれも同じ中村という集落内に住んでいる方々でありまして、圃場もいずれもその集落の周辺部にございます。</p> <p>先ず受付番号215、216号ですが、継続の案件でして、場所についてですが、215号は役場の田代支所並びに隣のJA田代支所の裏手側で、国道448号に沿うように流れている麓川を挟んだ反対側にある水田の一角にございます。</p>

216号の中村上原の農地は肝属南部開発で造成された土地として、役場の田代支所より南の方向へ200m程離れた一段高くなった場所にあります。借り主のY・Hさんは今年70歳とされましたが、県立農大で畜産を勉強してこられた息子のHさんと2人で、生産牛35頭を飼育されておられます。地区の品評会でも優秀な成績を修められるなど、熱心に頑張っておられる方です。認定農業者でもあられ、錦江町の定める要件の農地の利用状況、意欲、後継者問題等、クリアされていると思われまして問題は無いと思います。

次の217, 218号の案件ですが、これも継続のものです。

場所につきましては、先ほど説明しました中村上原です。田代中学校の隣接地ということで、肝属南部開発で造成された土地です。借り主のS・Kさんですが、ご承知のとおり専業農家です。そして甘藷作を中心に手広く農業をされ頑張っておられる方です。認定農業者であり、また、指導農業士でもある方です。錦江町の定める要件は十分にクリアされていると認められ、何ら問題は無いと思われま

す。
最後に219号ですが、これも継続の案件です。場所につきましては、初めての215号で説明しました、役場支所及びJA田代支所の裏手側の方にある水田の一角にあります。借り手のM・S君は、元JA畜産技術員をされていたM・Kさんの一人息子さんで、県立農大を卒業後直ぐ就農され、毎年計画的に親牛の増頭をされ、現在は40頭ほどに広げるなど熱心で一生懸命頑張っておられる青年です。今年より経営移譲を念頭に置いて、利用権設定の際は息子さん名義で進めているところです。錦江町の定める要件は充分クリアしていると認められ、問題は無いと思います。これで終わります。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。

委員

(委員の中から「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。

これから、議案第29号のうち、受付番号209号から219号までを採決します。

お諮りします。

議案第29号のうち、受付番号209号から219号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第29号のうち、受付番号209号から219号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第29号のうち、受付番号220号から230号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第29号のうち、受付番号220号から230号までについて説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号220号の貸し人はT・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字八木田500番1、地目は田、地積は1,631㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は米300kgとなっています。</p> <p>一方、借り人は、F・Mさん、S自治会在住の方です。</p> <p>F・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で100日、自作地9,719㎡、小作地1,631㎡で、スナップ、インゲンを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、芋掘り機、茎葉処理機、動噴各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は4番 鳥越委員です。</p> <p>次の受付番号221号の貸し人はI・Rさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字琵琶ノ崎5250番1、地目は畑、地積は3,251㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は23,000円となっています。</p> <p>次の受付番号222号、223号の貸し人はK・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は222号が城元字前迫2941番4、地目は畑、地積は2,096㎡、223号が城元字一本桑3639番21、地目は畑、地積は2,731㎡で、2筆の合計は4,827㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料</p>

金は全部で35,000円となっています。

次の受付番号224号の貸し人はT・Mさん、K府在住の方です。

申請地は神川字琵琶ノ崎5213番、地目は畑、地積は4,029㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は30,000円となっています。

次の受付番号225号の貸し人はU・Nさん、K市在住の方です。

申請地は神川字琵琶ノ崎5214番1、地目は畑、地積は4,550㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は30,000円となっています。

受付番号221号から225号までの借り人はO・Nさん、K市在住の方です。

O・Nさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が10人、小作地42,157㎡で、シキミを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、動噴2台、モア、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号226号の貸し人はN・Aさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字寺ノ上4860番5、地目は畑、地積は1,495㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は7,000円となっています。

次の受付番号227号の貸し人はT・Aさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字河崎2628番5、地目は田、地積は664㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は5,000円となっています。

受付番号226号、227号の借り人は、F・Yさん、K自治会在住の方です。

F・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地6,780㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号228号の貸し人はM・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字真手ケ山4610番、地目は畑、地積は1,293㎡となって

います。

貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は10,000円となっています。

次の受付番号229号の貸し人はK・Yさん、O府在住の方です。

申請地は神川字真手ケ山4609番1、地目は畑、地積は1,362㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料金は、10,000円となっています。

次の受付番号230号の貸し人はO・Sさん、K市在住の方です。

申請地は神川字山頭4705番、地目は畑、地積は3,875㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は30,000円となっています。

受付番号228号から230号までの借り人は、T・Tさん、K自治会在住の方です。

T・Tさんの経営状況は、世帯員5名、農業従事者3名、自作地12,213㎡、小作地27,883㎡で、大根、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各2台、ツル払い機、大根洗浄機、トラック、軽トラック各1台となっています。

受付番号221号から230号までの担当調査員は、5番 徳永委員です。以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号220号について、4番 鳥越委員お願いします。

4番
鳥越委員

はい。この借り人のF・Mさんですけれども、スナップ、インゲン、馬鈴薯等を中心に栽培されている方で、圃場等もすごく管理され、本町の定める要件は全てクリアされていると思いますので、何ら問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号221号から230号までについて、5番 徳永委員お願いします。

<p>5 番 徳永委員</p>	<p>はい。221号から225号の借り人、O・Nさん。この借り地は全てシキミを栽培しています。3年前に貸し人名義の4人の方々のシキミが耕作者がちゅうぶらりんになっておりまして、Oさんがそれを引き継いで栽培したという物件です。3年前シキミが成長するかどうかちょっと不安があるということで3年契約でされたんですけども、何とかOさんたちの努力で全部活着しましたので、改めて5年契約で借りるという話の内容です。そういう意味でこの4人の貸し人のシキミの問題は、Oさんの方が努力されて管理もしっかりされておりますので、何ら問題は無いというふうに考えております。</p> <p>それから226と227号のF・Yさん。就農して5年近くになっておりますが、水稻の他にゴーヤとかスナップエンドウ、ブロッコリーなどの露地野菜を作付けされていまして、何とか就農の軌道に乗ったという感じの借り人です。そういう意味で、借りている場所の管理もしっかりされて作業も上手く行ってます。ここも継続ですけども、問題は無いというふうに考えております。</p> <p>次のT・Tさんの内容は、大根、甘藷を中心とした借り人です。昨年まで農業委員をされていたT・Tさんですが、借り地もしっかりと管理をされておりますので、これも継続で問題は無いと思っております。審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号220号から230号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号220号から230号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第29号のうち、受付番号220号から230号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第29号のうち、受付番号231号から245号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第29号のうち、受付番号231号から245号までについて説明いたします。</p> <p>先ず受付番号231号、232号の貸し人はA・K子さん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は231号が田代麓字刈切5222番1、地目は田、地積は2,215㎡、232号が田代麓字刈切5223番3、地目は田、地積は1,877㎡で、2筆の合計は4,092㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため小作料金は発生しません</p> <p>一方、借り人は、K・Yさん、I自治会在住の方です。</p> <p>K・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地4,886㎡で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号233号から240号までの貸し人はK・Yさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は233号が田代麓字荒田原4567番1、地目は畑、地積は5,938㎡、234号が田代麓字荒田原4567番3、地目は畑、地積は1,785㎡、235号が田代麓字荒田原4567番14、地目は畑、地積は3,114㎡、236号が田代麓字荒田原4567番22、地目は畑、地積は5,186㎡のうち3,898㎡、237号が田代麓字荒田原4567番23、地目は畑、地積は5,359㎡、238号が田代麓字荒田原4567番28、地目は畑、地積は2㎡、239号が田代麓字荒田原4580番1、地目は畑、地積は3,528㎡、240号が田代麓字荒田原4580番3、地目は畑、地積は4㎡で、8筆の合計は23,628㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は全部で118,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、(株)Mさん、N自治会に拠点を置く法人です。</p>

(株)Mさんの経営状況は、構成員3名、自作地3, 265㎡、小作地50, 927㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、トラック、芋掘り機各1台となっています。

次の受付番号241号の貸し人はY・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字久木野5166番85、地目は畑、地積は8,657㎡のうち4,047㎡となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金16,000円となっています。

一方、借り人は、(株)Tさん、K自治会に拠点を置く法人です。

(株)Tさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23人で5,700日、自作地1485㎡、小作地185633㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター6台、トラック10台、乗用防除機2台、管理機3台、田植機、コンバイン各1台となっています。

受付番号231号から241号までの担当調査員は、6番 坂元委員です。

次の受付番号242号、243号の貸し人はT・Tさん、I自治会在住の方です。

申請地は242号が城元字原5576番1、地目は畑、地積は1,090㎡、243号が城元字原5573番2、地目は畑、地積は1,230㎡で、2筆の合計は2,320㎡となっています。

貸付期間は、平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は全部で23,000円となっています。

一方、借り人はT・Yさん、K自治会在住の方です。

T・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、雇用が5人で200日、自作地14,361㎡、小作地44,626㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、甘藷堀取機、軽トラック各2台、ツル払い機1台となっています。

この件の担当調査員は、8番 安水純一委員です。

次の受付番号244号、245号の貸し人はI・Kさん、K市在住の方です。

申請地は244号が神川字砂田183番3、地目は田、地積は921㎡、245号が神川字砂原556番1、地目は畑、地積は889㎡で、2筆の合計は1,810㎡となっています。

	<p>貸付期間は、平成29年12月15日から平成35年12月14日まで、小作料金は全部で米400kgとなっています。</p> <p>一方、借り人はF・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>F・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地4,195㎡、小作地15,784㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は320日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各2台、田植機、コンバイン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌雄治委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号231号から241号までについて、6番 坂元委員お願いします。</p>
<p>6番 坂元委員</p>	<p>はい。受付番号231号と232号の農地につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業を実施している団地内にありまして、今年の12月まで5年間の利用権設定がなされておりましたが、昨年の農地パトロールで農業委員のMさんが耕作されていないことを確認し、借り人に「耕作しないのであれば耕運等をして綺麗にするように。」との指導をされたと伺っております。借り人が耕作しない意向でもあったことから、同じところに地主のAさん本人が、この農地の近くに居住されているK・Yさんに耕作してもらえないか相談されたようで、1年なら耕作して良いということで、現在はKさんがカボチャを耕作されています。今年の12月に利用権設定の終期を迎えることから、新規に利用権設定を結ぼうとするものです。2・3年継続して耕作してもらえないかと相談したのですが、自分の農地もあり、年齢も70歳近くで、いつまで出来るかも分からないので、とりあえず1年にして欲しいとのことで、1年の契約となっています。Kさんは、カボチャの他、ゴーヤと水稻を耕作されており、中山間地域等直接支払交付金事業にも積極的に取り組まれ、農地は綺麗に管理されており、借り人としては問題はないと思います。小作料は、貸し人の方からタダでも良いとのことで、0円となっています。Kさんからは、できれば次に耕作してくれる方を探しておいて欲しいとの要望も受けたところであります。</p> <p>次に受付番号233号から240号の農地につきましては、株式会社Mさんとの間で利用権設定がされており、貸し人、借り人の間で引き続き5年間の利用権を設定する合意がなされたもので継続となります。小作料につきましても、今までと同額です。株式会社Mさんは、甘藷を主体に営農されており、当該農地につきましても甘藷を作付し、電気柵を設置するなど作物の管理もしっかりされてお</p>

	<p>り問題はないと思います。</p> <p>次の受付番号241号につきましては、株式会社Tさんとの間で利用権の設定がなされており、貸し人、借り人の間で引き続き5年間の利用権の設定をする合意がなされたもので継続となります。小作料につきましても、今までと同額です。株式会社Tさんは皆さんもご承知のとおり、露地野菜を多品目生産される法人で、当該農地には葉ネギが作付されています。農地の借り人となることについては何ら問題は無いと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号242号、243号について、8番 安水委員お願いします。</p>
8番 安水委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号242号、243号の圃場は、池田小学校から馬場中原までの丁度中間地点にある畑です。借り人のT・Yさんは甘藷を主体とした経営をされています。Tさんは池田地区のリーダー的な存在であり、農地も綺麗に整備をされており、何ら問題は無いと思います。本件は継続ですので、よろしく願いいたします。因みに今回、Tさんの方から小作料を下げられないかという相談があり、その旨をTさんの方に相談したところ、Tさんの方は上げられないかという相談があり、前回と同じ値段でということで今回なりました。どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号244号、245号について、12番 内菌委員お願いします。</p>
12番 内菌委員	<p>はい。</p> <p>この田んぼは鳥浜の田んぼです。借り人のF・Sさんは、水稻とバレイショを主とした農業をされており、一人の労働力ではございますが、農業機械も多く所有しており、年も若く、何ら問題は無いと思います。</p> <p>審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号231号から245号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号231号から245号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第29号のうち、受付番号231号から245号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第29号のうち、受付番号246号から253号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第29号のうち、受付番号246号から253号までについて説明いたします。</p> <p>先ず受付番号246号、247号の貸し人はA・Hさん、A自治会在住の方です。</p> <p>申請地は246号が城元字中ノ迫3470番3、地目は畑、地積は2,884㎡、247号が城元字中ノ迫3470番4、地目は畑、地積は1,692㎡で、2筆の合計は4,576㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は全部で40,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、受付番号221号と同じO・Nさんです。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 宿利原進委員です。</p> <p>次の受付番号248号の貸し人はA・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川中代迫平1739番3、地目は畑、地積は4,428㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年10月26日から平成34年12月14日まで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>一方、借り人はK・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>K・Hさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地13,418</p>

m²で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴各1台となっています。

この件の担当調査員は、14番 本釜委員です。

次の受付番号249号の貸し人はN・Tさん、K市在住の方です。

申請地は城元字森山1316番3、地目は田、地積は473m²となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は15,000円となっています。

一方、借り人はS・Kさん、N自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、自作地7,469m²、小作地1,188m²で、バレイショ、インゲンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴各1台となっています。

次の受付番号250号から253号の貸し人はM・Tさん、K市在住の方です。

申請地は250号が城元字秋辻2845番、地目は畑、地積は872m²、251号が城元字秋辻北平2879番1、地目は畑、地積は2,049m²のうち950m²、252号が城元字宇都ノ上2885番、地目は畑、地積は1,064m²、253号が城元字宇都ノ上2892番1、地目は畑、地積は2,262m²で、4筆の合計は、5,148m²となっています。

貸付期間は平成29年12月15日から平成34年12月14日まで、小作料金は、250号、251号、252号がそれぞれ10,000円、253号が20,000円となっています。

一方、借り人はF・Tさん、K自治会在住の方です。

F・Tさんの経営状況は、世帯員7名、農業従事者3名、自作地26,486m²、小作地10,512m²で、茶、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は320日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、軽トラック、茶摘採機、動噴各1台となっています。

受付番号249号から253号までの担当調査員は、山中推進委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号246号、247号について、13番 宿利原委員お願いします。

<p>13番 宿利原委員</p>	<p>報告をいたします。 受付番号246号、247号について、借り人のOさんは、先ほど徳永委員から報告がありましたOさんです。圃場も綺麗に管理されており問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号248号について、14番 本釜委員をお願いします。</p>
<p>14番 本釜委員</p>	<p>受付番号248号を報告いたします。 こちらは元はお茶畑でありまして抜根して畑にしたところです。Aさんが農業縮小のため、同じ自治会のK・Hさんに借りて欲しいということで、この利用権が決まりました。Kさんは、馬鈴薯・水稻・スナップ・里芋と、多彩な野菜を作っております。認定新規就農者でもあり何ら問題はないと考えます。場所は運動公園から田代県道に向かうノコズ工場の裏側になります。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号249号から253号までについて、山中推進委員をお願いします。</p>
<p>山中 推進委員</p>	<p>249号はですね。中園のS・Kさんが作っていらっしゃいます。Sさんは83歳ですが、息子のH君が農協におりますので問題は無いと思います。場所は前の大農開発の家の横です。よろしくお願いします。 それと250号から253号のF・Tさんですが、Fさんは今70歳。息子のK君が認定農家で頑張っているいらっしゃいます。親子3人で茶を主体に頑張っております。場所はちょっと字が違いますけれどももう全く近くで、約5反ございます。茶の値が下がっているということで、1反歩1万円ということで、5反余りを5万円ということです。場所はSからS・Mを上がって行って、左の方へ行くところです。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
<p>10番 貫見委員</p>	<p>249号、これは5アールも無いんだけど、1万5千円というのはこれはハウスですか。</p>

山中 推進委員	いや。これは昔、1反が3万円ということで、5畝ぐらいですので1万5千円で、ずっとそのまま継続です。
議 長	他にはありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第29号のうち、受付番号246号から253号までを採決します。 お諮りします。 議案第29号のうち、受付番号246号から253号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第29号のうち、受付番号246号から253号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで安水峯晴推進委員の退席をもとめます。 「安水推進委員退席」
議 長	次に議案第29号のうち、受付番号254号を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第29号のうち、受付番号254号について説明いたします。 受付番号254号の貸し人はM・Yさん、K自治会在住の方です。 申請地は城元字牛道4741番1、地目は畑、地積は3,602㎡となっています。 貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は70,000円となっています。

	<p>一方、借り人はY・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Mさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、雇用が4人で200日、自作地87,393㎡、小作地3,602㎡で、タバコ、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック、AP-1各3台、甘藷堀取機2台、ツル払い機、ダンプ各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 安水純一委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号254号について、8番 安水委員をお願いします。</p>
8番 安水委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号254号の圃場は南部開発の造成地の池田団地にある畑です。この圃場は、圃場の形、土質、大変すばらしい所であります。借り人のY・Mさんは、葉タバコ、甘藷、ゴボウ、加工大根を栽培されております。農地はもちろんのこと、畔なども綺麗に管理されております。また、この案件は継続ですので、何ら問題は無いと思われます。Mさんの方は、今回、農地利用最適化推進委員となり、錦江町の農業発展のため今まで以上に頑張ってもらえるものと考えますので、重ねてよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号254号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号254号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第29号のうち、受付番号254号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>ここで安水峯晴推進委員の入室、寺田委員の退席をもとめます。</p> <p>「安水推進委員入室、寺田委員退席」</p>
議長	<p>次に議案第29号のうち、受付番号255号、256号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第29号のうち、受付番号255号、256号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号255号の貸し人はT・Hさん、A県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字木原ノ上1975番5、地目は田、地積は496㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は15,000円となっています。</p> <p>次の受付番号256号の貸し人はT・Mさん、A県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字木原ノ上1975番2、地目は田、地積は496㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年12月15日から平成32年12月14日まで、小作料金は15,000円となっています。</p> <p>受付番号255号、256号の借り人はT・Iさん、K自治会在住の方です。</p> <p>T・Iさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で100日、自作地12,258㎡、小作地2,418㎡で、花卉を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕運機各1台、管理機、動噴各2台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 平原委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号255号、256号について、15番 平原委員お願いします。</p>
15番 平原委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>255号、256号のTさんとTさんは義理の姉妹で、2人で1枚の田んぼを綺麗に二つに分けてあります。T・I君に関しましては、農業委員でもあり、認定農業者でもありますので、何ら問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号のうち、受付番号255号、256号を採決します。お諮りします。</p> <p>議案第29号のうち、受付番号255号、256号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第29号のうち、受付番号255号、256号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで寺田委員の入室をもとめます。</p> <p style="text-align: center;">「寺田委員入室」</p>
議 長	<p>以上で、平成29年10月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者 窪 和人